

演題名	平和・人権ゼミナールから見るハンセン病	パソコンスライド	
院所・事業所名	若水ハロー薬局	部署	
発表者	福	職種	薬剤師
共同研究者	平和・人権ゼミナール一同		

<はじめに>

愛媛民医連が継続発展していくために、青年職員が民医連を理解し、運動を担っていく機会を増やしていくことが必要である、ということから、今年度、平和・人権ゼミナールが始まった。このゼミの目的は、平和と人権をテーマとした学習を通して、民主主義と人権感覚や課題設定能力、問題解決能力などの学ぶ力を身につけて、民医連綱領を担う職員集団として成長していくことである。

今回の平和・人権ゼミナールでは、主に人権の視点からハンセン病の歴史を、平和の視点から沖縄戦について学習した。ここでは、ハンセン病の歴史を通して見えてきた人権侵害を報告する。

<ハンセン病>

ハンセン病は、らい菌による慢性細菌感染症で、主な病変は皮膚と末梢神経。感染し発病することは稀である。症状としては、皮膚に痒みはなく、知覚の低下、末梢神経の肥厚、神経運動麻痺などがあり、気付かずに外傷や火傷などが起こることもある。日本での新規患者数は毎年数名であり、世界には約 22 万人の患者がいる（2006 年現在）。

<らい予防法>

1907 年「らい予防法に関する件」では、放浪らい患者を隔離して社会の前面から国辱的な姿を隠した。1916 年「懲戒検束権」が療養所の所長に与えられる。療養所の中に専制支配権を確立したため、入園者は職員の顔色を伺いながら生活していた。1929 年「無らい県運動」発令。国民レベルで患者を密告して収容し始める。達成県には栄誉があり各県を競争させていた。1931 年「らい予防法」の制定。軍国主義時代に「優秀な民族を作る国策」の一環として作られた。日本は国中から患者を集めて隔離し、健康人への感染を防ぐ必要があった。病気の兵士や病気の勤労者がいてはいけなかった。密告された患者は警察が乗り込み無理やり連れ去り療養所へ収容されたため、ハンセン病への偏見や差別が国民に根付いた。1996 年「らい予防法廃止」

<ハンセン病療養所内での生活>

ハンセン病を発症して療養所に収容された人たちは、医療らしい医療はほとんど与えられず、強制労働をさせられたり、施設内での結婚は断種・墮胎が条件とされるなど、人間らしい生活はそこにはなかった。故郷の家族に迷惑をかけたくないという思いもあり、自殺する人も多かった。

1996 年にらい予防法が廃止されてからも、長期間療養所で生活していたために、なかなか外に行けない人も多く、仕方なく療養所に残っている人も多い。

<ハンセン病の療養所>

- ・ 現在ハンセン病の療養所は全国に 15 ヶ所あり、在所者は 4918 人（1998 年現在）。
- ・ 平成 19 年 3 月、長島愛生園（岡山県）に訪問。

<裁判>

ハンセン病の療養所に入園している人達には多くの人権侵害が繰り返されてきた。1996 年、厚生労働省の謝罪がありらい予防法は廃止されたが、国家からの償いは入園者に対しての今後の生活保障のみで、長年にわたる人権侵害の加害保障はなされなかった。そこで、入園者の中から人権侵害を訴えて国家賠償訴訟が起こされた。2002 年 1 月、提訴前死亡元患者の遺族と非入園者と国の和解成立。

<まとめ>

ハンセン病において、人権侵害が国策として行われてきた。これは国が真実を国民に伝えなかったこと、国民が知ろうとしなかったことに原因があると考えられる。私たちは国の方針を鵜呑みにするのではなく、真偽を見抜く目を持ち、医療従事者として活動していかなければならない。